



島根県報

平成28年12月2日（金）

第2,858号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（畜産課）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
保安林の指定	（　　"　　）	4
保安林の指定の解除	（　　"　　）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	6

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	7

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文化財課）	7
島根県指定有形民俗文化財の指定の解除	（　　"　　）	7
島根県指定有形民俗文化財及び島根県指定無形民俗文化財の指定の一部改正	（　　"　　）	8

告 示**島根県告示第701号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 野田久	福祉用具貸与	福祉用具ショップ のだ	邑智郡邑南町矢上996	平成28年12月1日
	介護予防福祉用具貸与	きゅう アベル店		
有限会社 野田久	特定福祉用具販売	福祉用具ショップ のだ	邑智郡邑南町矢上996	平成28年12月1日
	特定介護予防福祉用具販売	きゅう アベル店		

島根県告示第702号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
21601180004	惹紫（日馬繫01S02671）	馬 ペルシュロン種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第703号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町新市510、511-1、545-1、546から553まで、566-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町新町510、545-1（次の図に示す部分に限る。）、548から550まで、553、566-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第704号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町八川402-1、2372-3、2372-4、2372-21から2372-24まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第705号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下3096-1、3098-1、3099-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年12月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市美保関町森山463-2、475、484、488-1、489-5、1317、1319-1、1334、1336、1338（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年12月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ864-12

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第708号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 島根県益田市常盤町4-38外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町58-2	木東地 実	
(株) ブルーグラス	東京都江東区新大橋一丁目8-11	池内 清和	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42-1	安達 静江	
小林 恭子	島根県浜市長沢町668	—	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) キヌヤ	島根県益田市常盤町4-38	領家 康元	
小林 恭子	島根県浜市長沢町668	—	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42-1	安達 静江	
(有) ベアーズ	島根県益田市高津五丁目8-40	樋口 壽男	
三好 悦子	島根県益田市高津五丁目27-25	—	
(有) 萬葉乃古衣	島根県益田市匹見町匹見イ1136	阿知波 栄子	
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金山 裕一	
(有) 花柳園	島根県益田市喜阿弥町イ299	柳田 晴治	
(株) 楓ジェラート	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	橋本 隆幸	
李原 邦政	島根県益田市美都町山本イ305-6	—	

(4) 変更の年月日

平成28年11月22日

2 届出年月日

平成28年11月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第709号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝口善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成26年度～27年度	6枚	1冊	大野⑧	平成28年11月24日
奥出雲町	平成24年度～27年度	26枚	1冊	亀嵩3	平成28年11月24日

島根県告示第710号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 区域の名称 坂浦（追加）
- 2 土地の表示

昭和54年島根県告示第292号（坂浦区域に係るものに限る。以下「告示」という。）で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号から10号までを順次に結んだ線及び標柱10号と告示で指定した標柱3号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
出雲市坂浦町字上ノ山2060番	8号
〃 山ノ越3676番1地先道路敷	9号
〃 山ノ越2091番2地先道路敷	10号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成28年11月15日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

益田市の一部

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市西赤江町字神塚576番4、576番5

面積 388.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市汐手が丘7番9号

汐彩団地D-721

西村 竜也

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月2日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
工芸	二十五条袷裳及び九条袷裳 孤峰覚明寄進	2領	出雲市大社町杵築東99-4 (島根県立古代出雲歴史博物館)	北島 建孝

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第27条第1項の規定により、次の島根県指定有形民俗文化財の指定を解除するので告示する。

平成28年12月2日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

指定告示	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
昭和45年島根県教育委員会告示第10号	富村の屋敷構え	1所	出雲市斐川町	岡 浩之

島根県教育委員会告示第4号

島根県指定有形民俗文化財及び島根県指定無形民俗文化財の指定（昭和56年島根県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

（有形の民俗文化財）の表を次のように改める。

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
信仰用具	大社町の吉兆（幡） 附 吉兆原図1枚	24流	出雲市大社町仮の 宮・中村・大土 地・赤塚・市場・ 越峠・宮内・真名 井・修理免・大鳥 居・馬場・原・下 原・日御碕 同市場 1048 同御宮通 421	出雲市大社町 仮の宮・中村・大 土地・赤塚・市 場・越峠・宮内・ 真名井・修理免・ 大鳥居・馬場・ 原・下原・日御碕 藤間 亨 西橋 建忠